白氏文集 二十九

采詩官 ·

平成三十年五月

詠みて、 ずらへて、 復活せんとの意圖に基づく。 壯官僚にして、 民を害して忌む所無く、奸臣君を蔽ひて畏るる所無」きを憂ふ。 り無きを期したるに、 の采詩官の、 『新樂府』を書けるは、 白樂天三十八歳の折の諷諭詩集、 皇帝に知らしめんと努めたる、 當代君王の、 民が間を流るる歌謡を採取し、 皇帝の看過したる政務を拾遺すべき左拾遺の職に在り、 秦以後の十代に亙り、 諷諭詩を讀みて 後代「樂府」詩の艶詞多きを嫌ひ、 されど樂天、 『新樂府五十篇』が掉尾を飾る詩なり。 『新樂府五十篇』に外ならず。 「壅蔽を開き、 更に時代を溯り、 以て上に坐す君王をして下情に通ぜしめ、 采詩官の職を置かざること續けば、 人情に達」するを望むに非ずや。 周代の采詩官に理想を求め、 漢代「樂府」の古く、 樂天の、親しき少壯科擧官僚を語らひ 此の「采詩官」 本務に忠實に、 當時の樂天、 唐後期の宮廷、 剛直なる樣態を、 詩篇、 世の實情を詩に 君王が政治に誤 皇帝側近の少 自らをそにな 遠く周代 「貪吏

采詩官 鑑前王亂亡之由也 采詩官 前王亂亡の由に鑑る也

采詩官 采詩聽歌導人言 采詩官 詩を采り歌を聴き藩て 人言を導びく

言者無罪聞者誡言ふ者に罪無く聞く者を誡む

下流上通上下泰 下の流れ上に通ひて 上下泰し

周滅秦興至隋氏 周滅び秦興りて 隋氏に至る

十代采詩官不置 十代にわたり 采詩に官を置かず

郊廟登歌贊君美 郊廟の登歌 君が美を贊し

樂府豔詞悅君意 樂府の豔詞 君が意を悅ばす

らりこ きょう ちりこう こうきょう

若し興論規刺の言を求むれば

若求興論規刺言

萬句千章無一字 萬句千章に 一字無し

不是章句無規刺 是れ章句に 規刺無きにあらず

漸及朝廷絕諷議 漸く朝廷の 諷議を絶つに及ぶ

諫鼓高懸作虛器 諫鼓高く懸りて 虛器と作る諍臣杜口爲冗員 諍臣口を杜ざして冗員と爲り

一人負展常端黙 一人展を負ひて 常に端黙し

百辟入門皆自媚 百辟入門すれば 皆自から媚ぶ

夕郎所賀皆德音 夕郎の賀する所 皆徳音

君之堂兮千里遠 君の堂は千里に遠く 春官每奏唯祥瑞 春官の每に奏するは 唯祥瑞のみ

君之門兮九重悶 君の門は九重に悶づ

君耳唯聞堂上言 君が耳は 唯堂上の言を聞き

君眼不見門前事 君が眼は 門前の事を見ず

貪吏は民を害して忌む所無く

貪吏害民無所忌

奸臣蔽君無所畏

奸臣は君を蔽ひて畏るる所無し

君不見厲王胡亥之末年 君見ずや厲王胡亥の末年

羣臣有利君無利 羣臣に利有りて 君に利無し

君兮君兮願聽此 君よ君よ 願はくは此れを聽かんことを

先向歌詩求諷刺 先づ歌と詩に向かって 諷刺を求めよ

欲開壅蔽達人情

壅蔽を開き

人情に達せんと欲すれば

げて君王の政道を諭したり、 君王の耳は唯宮廷内の言葉だけを聞き、 けれども、 時に打つ太鼓は、 も爲政者も安泰だった。 眞の情に達するためには、 周の厲王や秦の廢帝胡亥の最後の年、 民を害するに何の抑制もなく、 お目出度い が發せられなくなった。 詩や歌を採取する官は置かれなかったから、 あれば罪に問はれることはなく、 へるだけ、 (大意) もともとの章句に、 夕方伺候する高官の夕郎は、 願はくはこのことをお聴きになるやう。 昔の采詩官は、 宮廷の樂府の歌曲は、 出來事を奏上する。 いつも端然と黙って居られ、百官は宮殿の門をくぐれば、 高く懸かって居るけれども無用の長物でしかない。 君王の非を氣附かせる言葉が無い譯ではないが、長く宮廷では、 君王を諫める職務の臣は口を閉ぢて、 しかし周が滅びて秦の時代になり、 民間の詩や歌を採取 先づ歌と詩に諷刺を求めて戴きたい。 君王の非を正し、 民には、 奸佞な大臣は君王の眼を蔽って何の憚りもない。 君王の德行を慶賀するばかりであり、 艶っぽい歌詞で君王の心を悅ばすだけのものとなった。 聞く者はそれを誡めとした。 群臣は利を得たけれども、 宮廷は千里の遠くにあり、 君王の眼には宮廷の門の前の事すら見えない。 天地を祀り、 して、 諫めたりする言葉を求めても、 君王が自らの耳を壅ぎ眼を蔽ふものを取り除き、 民が自由に意思表示するやうに導い 先祖を祀る儀式の歌は、 隋代に至ったがその十代に亙って、民間 無用の人員となり、 下の歌ふところが上に通じたから、 君王には利が無かった。 宮廷の門は九重に閉鎖されてゐる。 皆自分から君王の御機嫌とりをす 上御一人は衝立の前に居られる 儀禮や祭祀を司る春官は、 千や萬の章句に一字も無 君は見ないだらうか。 民から直訴があった 君王の美徳を譽め稱 貪婪な官吏は た。 だから君王よ 実際の例を墨 さうした言葉 詩や歌で 民衆 每囘

(平成三十年四月九日受附)